

ワーキングチームの設置について（案）

平成 2 5 年 月 日
文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会決定

（ワーキングチームの構成）

- 1 「小委員会の設置について」（平成 2 5 年 5 月 8 日文化審議会著作権分科会決定）
4（2）の規定に基づき、法制・基本問題小委員会に、以下のワーキングチームを置く。

	ワーキングチーム名	検討課題
①	著作物等の適切な保護と 利用・流通に関するワー キングチーム	（1）クラウドサービス等と著作権について （2）クリエイターへの適切な対価還元について （3）その他

（ワーキングチーム員の構成）

- 2（1）ワーキングチームに、座長を置き、法制・基本問題小委員会の委員のうちから、
法制・基本問題小委員会の主査が指名する。
（2）ワーキングチーム員は、法制・基本問題小委員会の委員のうちから主査が指名し
た者及びその他の者であって主査と協議の上で文化庁が協力を依頼した者で構成さ
れる。

（議事の公開について）

- 3 ワーキングチームの議事の公開については、「文化審議会著作権分科会の議事の公開
について（平成 2 2 年 2 月 1 5 日文化審議会著作権分科会決定）」に準じて行うものと
する。